

上富田町下水道事業 (農業集落排水事業)

経 営 戦 略 (平成29年度～平成38年度)

平成29年3月

上富田町上下水道課

目 次

1. はじめに	1
2. 事業概要	2
(1) 事業の現況	2
(2) 民間活力の活用等	4
(3) 経営比較分析表を活用した現状分析	5
3. 経営の基本方針	9
4. 投資・財政計画（収支計画）	10
(1) 投資・財政計画（収支計画）	10
(2) 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明	10
(3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要	13
5. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	14

1. はじめに

上富田町は、和歌山県の南西部に位置し、熊野古道「中辺路街道」の入口であり、東・北は田辺市、西・南は白浜町に隣接し、中央部を富田川が流れています。気候は黒潮の影響により、年平均気温18度と温暖です。交通は、和歌山市まで鉄道で約1時間、南紀白浜空港から東京まで約1時間の距離にあり、また国道42号並びに311号が通り交通輸送にも恵まれています。

本町の下水道は、町民が快適で健康的な生活ができる環境づくりのため、都市計画区域で公共下水道、農村地域で農業集落排水事業、その他の区域では合併浄化槽による下水処理を行っており、広く下水道事業を実施することで下水道の普及に努めています。

このうち農業集落排水事業については、平成6年に事業着手し、平成10年から供用を開始し、平成27年度末の計画排水人口は7,020人、処理区域内人口は4,962人となっております。

農業集落排水事業は供用を開始してから年数の経過が短く現在のところ老朽化は進んでおりませんが、人口減少による使用料収入の低下、災害対策のあり方の変化等により、下水道を取り巻く経営環境は今後さらに厳しくなることが見込まれています。

こうした状況の中、将来にわたって生活に不可欠な下水道を安定的に提供していくことが可能となるように、中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」を策定しました。

本計画においては、中長期的な視点から経営基盤の強化等に取り組むことができるよう、平成29年度から平成38年度までの10年間を計画期間とします。今後、社会情勢の変化への対応や進捗状況の検証を図るため、随時フォローアップを行い、必要に応じて計画の見直しを行います。

2. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供 用 開 始 年 度 (供用開始後年数)	平成10年度 (供用開始から18年)
法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	法非適用
処理区域内人口密度	43.53人/ha
流域下水道等への 接 続 の 有 無	無
処 理 区 数	5 (市ノ瀬南岸処理区、市ノ瀬北岸処理区、 生馬処理区、岩田・岡処理区、田熊処理区)
処 理 場 数	5 (市ノ瀬南岸処理場、市ノ瀬北岸処理場、 生馬処理場、岩田・岡処理場、田熊処理場)
広域化・共同化・最適化 実 施 状 況 * 1	該当事項はありません。

* 1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない)を指す。

② 使用料

(ア) 一般家庭用使用料体系の概要・考え方

● 現行の使用料

下水処理場・ポンプ場・管渠といった下水道施設が完成した後、これらの施設を点検・管理し、十分な機能を発揮させるための費用（維持管理費）を、下水道使用者の皆様が下水道使用料として負担していただくことになります。また、使用料は上水道の使用水量に基づき算定されます。

【下水道（公共下水道・農業集落排水）の使用料】

用途種別	基本料金		超過料金	
	水 量	料 金	水 量	料 金
家事用	10m ³ まで	1,550円	10m ³ ～	155円／m ³

料金は営業費用、支払利息等経営に要する費用を基に算出しています。収益性や財政状態を分析・評価し、適正な料金を今後も追求していきます。

● 料金改定

平成27年7月1日に以下のとおり料金改定を行いました。

【料金改定前】

項 目	料 金
基本料金（10m ³ あたり）	1,131円
超過料金（円／m ³ ）	113.14円



【料金改定後】

項 目	料 金
基本料金（10m ³ あたり）	1,550円
超過料金（円／m ³ ）	155円

● 20m³あたりの使用料

条例上の使用料* ₂ (20m ³ あたり)	平成25年度	2,200円	実質的な使用料* ₃ (20m ³ あたり)	平成25年度	2,272.95円
	平成26年度	2,262円		平成26年度	2,335.74円
	平成27年度	3,100円		平成27年度	2,920.43円

* 2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。

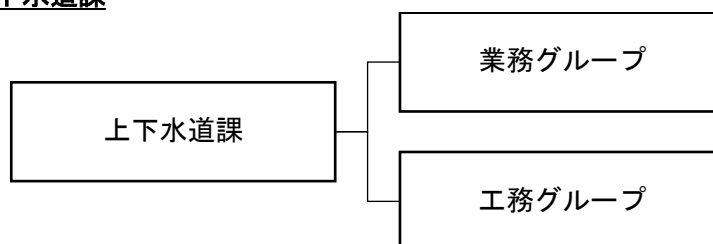
* 3 実質的な使用料とは、使用料収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの（家庭用のみでなく業務用を含む）をいう。

③ 組織

本町の下水道は上下水道課で担当しており、主に上水道事業、公共下水道事業、農業集落排水事業、合併浄化槽の補助事業、上下水道の使用・各種申請の受付等の業務を行っております。

上下水道課の職員数は10名（うち臨時職員1名）、そのうち1名が農業集落排水事業に関する業務を行っております。

上富田町 上下水道課



（２）民間活力の活用等

① 民間活用の状況

民 間 委 託 （包括的民間委託を含む）	該当事項はありません。
指定管理者制度	該当事項はありません。
P P P ・ P F I	該当事項はありません。

② 資産活用の状況

エ ネ ル ギ ー 利 用 （下水熱・下水汚泥・発電等） * 4	該当事項はありません。
土 地 ・ 施 設 等 利 用 （未利用土地・施設の活用等） * 5	該当事項はありません。

* 4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源（資産を含む）を用いた収入増につながる取組を指す。

* 5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す（単純な売却は除く）。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

経営比較分析表は、別紙1のとおりです。

① 経営の健全性・効率性

(ア) 収益的収支比率

指標の意味	下水道使用料や一般会計からの繰入金等の総収益で、総費用に地方債償還金を加えた費用をどの程度賄えているかを表す指標。 単年度の収支が黒字であることを示す100%以上となっていることが必要です。 数値が100%未満の場合、単年度の収支が赤字であることを示しているため、経営改善に向けた取組が必要となります。
算 定 式	$\frac{\text{総収益}}{\text{総費用} + \text{地方債償還金}} \times 100$
平成25年度	52.45%
平成26年度	52.52%
平成27年度	52.53%
分析コメント・評価	収益的収支比率は50%前後を推移しており、100%を大幅に下回っています。このため、汚水処理原価の削減や使用料収入の確保等の経営改善に向けた取組をより強化する必要があります。

(イ) 企業債残高対事業規模比率

指標の意味	下水道使用料に対する地方債残高の割合であり、地方債残高の規模を表す指標。 明確な数値基準はありませんが、投資規模は適切か、料金水準は適切か、必要な更新を先送りしているため地方債残高が少額となっているに過ぎないかといった分析を行い、経営改善を図っていく必要があります。
算 定 式	$\frac{\text{地方債現在高合計} - \text{一般会計負担額}}{\text{営業収益} - \text{受託工事収益} - \text{雨水処理負担金}} \times 100$
平成25年度	2,380.59% (1,126.77%) *6
平成26年度	2,246.10% (1,044.80%) *6
平成27年度	2,644.83%
分析コメント・評価	類似団体平均に比べて事業規模に対する地方債残高は大きいですが、償還により地方債残高は今後每期減少していく見込みです。

* 6 () は類似団体平均。以下、同様。

(ウ) 経費回収率

指標の意味	使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表す指標であり、使用料水準等を評価することが可能です。 経費回収率が100%を下回っている場合、汚水処理に係る費用が使用料以外の収入により賄われていることを意味するため、適正な使用料収入の確保及び汚水処理費の削減が必要となります。
算 定 式	$\frac{\text{下水道使用料}}{\text{汚水処理費（公費負担分を除く）}} \times 100$
平成25年度	32.96% (50.90%)
平成26年度	32.24% (50.82%)
平成27年度	37.54%
分析コメント・評価	平成26年度に比べて上昇しましたが、毎年35%前後を推移しており、類似団体の平均値と比較しても低い水準にあります。また、回収率が100%を大幅に下回っているため、使用料で汚水処理に係る費用が賄えていない状況となっており、適正な使用料による収入の確保や汚水処理費の削減が課題といえます。

(エ) 汚水処理原価

指標の意味	有収水量 1 m³あたりの汚水処理に要した費用であり、汚水資本費・汚水維持管理費の両方を含めた汚水処理に係るコストを表す指標。 明確な数値基準はありませんが、経年比較や類似団体との比較等により自団体の置かれている状況を把握・分析することが求められます。必要に応じて、投資の効率化や維持管理費の削減、接続率の向上による有収水量を増加させる取組といった経営改善が必要となります。
算 定 式	$\frac{\text{汚水処理費（公費負担分を除く）}}{\text{年間有収水量}}$
平成25年度	344.82円 (293.27円)
平成26年度	362.25円 (300.52円)
平成27年度	389.01円
分析コメント・評価	修繕費等の増加により近年増加傾向にあります。類似団体平均よりも高く、収益的収支比率や経費回収率を下げる要因となっております。今後も継続して汚水処理原価を削減に取り組む必要があります。

(オ) 施設利用率

指標の意味	施設・設備が一日に対応可能な処理能力に対する、一日平均処理水量の割合であり、施設の利用状況や適正規模を判断する指標。 明確な数値基準はありませんが、一般的には高い数値であることが望まれます。 経年比較や類似団体との比較等により自団体の置かれている状況を把握し、数値が低い場合には、施設が遊休状態ではないか、過大なスペックとなっていないかといった分析が必要です。
算 定 式	$\frac{\text{晴天時一日平均処理水量}}{\text{晴天時現在処理能力}} \times 100$
平成25年度	51.47% (53.78%)
平成26年度	50.33% (53.24%)
平成27年度	50.28%
分析コメント・評価	類似団体と同水準ではありますが、今後の人口減少やコスト削減の必要性も勘案し、適切な施設規模に向けての取組が必要といえます。

(カ) 水洗化率

指標の意味	現在処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して污水处理している人口の割合を表す指標。 公共用水域の水質保全や、使用料収入の増加等の観点から100%となっていることが望ましいといえます。一般的に数値が100%未満である場合には、污水处理が適切に行われておらず、水質保全の観点から問題が生じる可能性があり、使用料収入確保の点からも、水洗化率向上の取組が必要です。ただし、新たに管渠を整備する場合、費用の増大につながるため、費用対効果を検証することが必要です。
算 定 式	$\frac{\text{現在水洗便所設置済人口}}{\text{現在処理区域内人口}} \times 100$
平成25年度	73.12% (84.06%)
平成26年度	73.26% (84.07%)
平成27年度	73.62%
分析コメント・評価	接続戸数の増加により僅かではありますが増加しています。しかし、類似団体と比較すると低い水準にあるため、引き続き水洗化率の向上に向けた取組が必要といえます。

② 老朽化の状況
(ア) 管渠改善率

指標の意味	当該年度に更新した管渠延長の割合を表す指標で、管渠の更新ペースや状況を把握できます。 明確な数値基準はありませんが、数値が1%の場合、すべての管路を更新するのに100年かかる更新ペースであることが把握できます。
算 定 式	$\frac{\text{改善(更新・改良・維持)管渠延長}}{\text{下水道布設延長}} \times 100$
平成25年度	0.00% (0.03%) *7
平成26年度	0.00% (0.02%) *7
平成27年度	0.00%
分析コメント・評価	管渠改善率は0%となっていますが、供用を開始してから年数の経過が短く現在のところ老朽化は進んでおりません。しかし、今後、年数の経過とともに老朽化の進行も予想されるため、長期的な計画の中で、更新計画を検討していく必要があるといえます。

*7 () は類似団体平均

③ 経営指標分析の全体総括

汚水処理原価が高いことが収益性を悪化させる要因となっております。今後、人口の減少により下水道使用料の低下も見込まれるため、収益性はより一層低下する懸念があります。維持管理費の削減、未接続世帯への啓発活動等、健全な経営に向けたさらなる取組が必要であるといえます。

3. 経営の基本方針

本町の農業集落排水事業は、市ノ瀬南岸地区、市ノ瀬北岸地区、生馬地区、岩田・岡地区、田熊地区の5つの地区に分かれております。平成6年に市ノ瀬南岸地区から事業に着手し、平成10年から平成16年にかけて供用を開始しました。平成27年度における処理区域内人口は4,962人、水洗化人口は3,653人、接続率は73.6%となっております。

農業集落排水事業は、汚水処理による生活環境の改善、水質保全等を図る観点から必要不可欠な事業であり、快適な生活環境を確保することからも安定的な経営が求められます。

現在のところ、供用開始から18年が経過したところであり、施設の老朽化等は深刻な状況にはなっていませんが、年数の経過とともに老朽化の進行も予想されるため、今後は施設の更新投資や維持管理に対する対応が重要となってきます。

また、今後本町においても人口減少が予測されており、使用料収入の確保がさらに厳しくなることが見込まれております。

以上の状況を踏まえ、本町では以下を基本方針として、安定的な農業集落排水事業の運営に取り組んでいきます。

● 安定的な事業運営

今後の人口減少の中で安定的な事業経営を達成するため、施設に関する委託や修繕等の発注の効率化や維持管理費の削減等に取り組み、汚水処理原価の削減を図ります。

● 施設の長寿命化

供用開始から約18年が経過し、今後の維持管理や更新費用の増加が見込まれます。計画に基づいた適切な修繕等により、施設の長寿命化に取り組んでいきます。

また、平成29年度に機能診断と施設最適化の業務を委託し、その結果に基づき適切な投資を検討していきます。

4. 投資・財政計画（収支計画）

（１）投資・財政計画（収支計画）

収支計画は、別紙２のとおりです。

（２）投資・財政計画（収支計画）の策定にあたっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

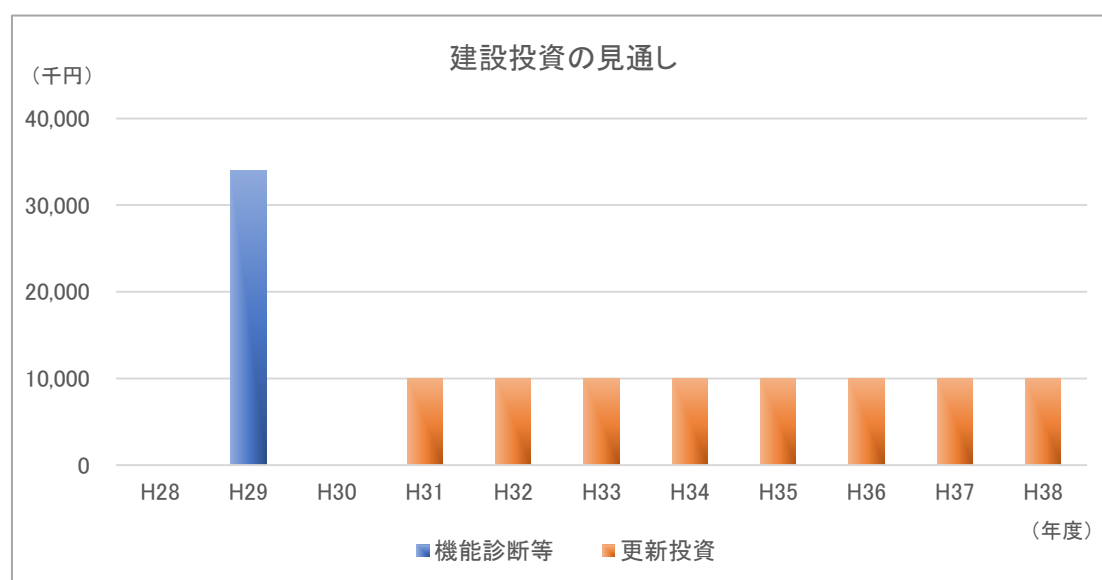
平成29年度に施設の機能診断と最適化構想計画に基づいた修繕費を34,000千円見込んでおります。

また、毎年継続的に施設の改修に取り組むため、毎年10,000千円の更新投資を見込んでおります。

（単位：千円）

	H28	H29	H30	H31	H32	H33
機能診断等	0	34,000	0	0	0	0
更新投資	0	0	0	10,000	10,000	10,000

	H34	H35	H36	H37	H38	合 計
機能診断等	0	0	0	0	0	34,000
更新投資	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	80,000



② 収支計画のうち財源についての説明

(ア) 下水道使用料

水洗化人口及び有収水量については、平成27年度の実績値に国立社会保障・人口問題研究所による人口予測を基に算定した人口増減率を乗じて算定しました。下水道使用料については、平成27年度の使用料単価を基準単価とし、各年度の予測有収水量と基準単価を乗じて算定しました。

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
水洗化人口（人）	3,675	3,666	3,653	3,596	3,539	3,482	3,426
有収水量 （千㎡）	396	387	387	381	375	369	363
使用料単価（円）	113.65	116.79	146.02	146.02	146.02	146.02	146.02
下水道使用料 （千円）	44,954	45,193	56,452	55,573	54,694	53,816	52,937

	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
水洗化人口（人）	3,369	3,351	3,334	3,317	3,299	3,282	3,262
有収水量 （千㎡）	357	355	353	351	349	347	345
使用料単価（円）	146.02	146.02	146.02	146.02	146.02	146.02	146.02
下水道使用料 （千円）	52,058	51,790	51,521	51,253	50,984	50,716	50,404

(イ) 建設投資の財源

機能診断等については、国庫補助金を50%見込んでおります。

また、更新投資については国庫補助金50%、起債45%を見込んでおります。

（単位：千円）

	H28	H29	H30	H31	H32	H33
国庫補助金	0	17,000	0	5,000	5,000	5,000
起 債	0	0	0	4,500	4,500	4,500
工事負担金	2,081	1,970	1,823	1,958	1,917	1,900

	H34	H35	H36	H37	H38	合 計
国庫補助金	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	57,000
起 債	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	36,000
工事負担金	1,925	1,914	1,913	1,917	1,915	21,233

(ウ) 一般会計からの繰入金

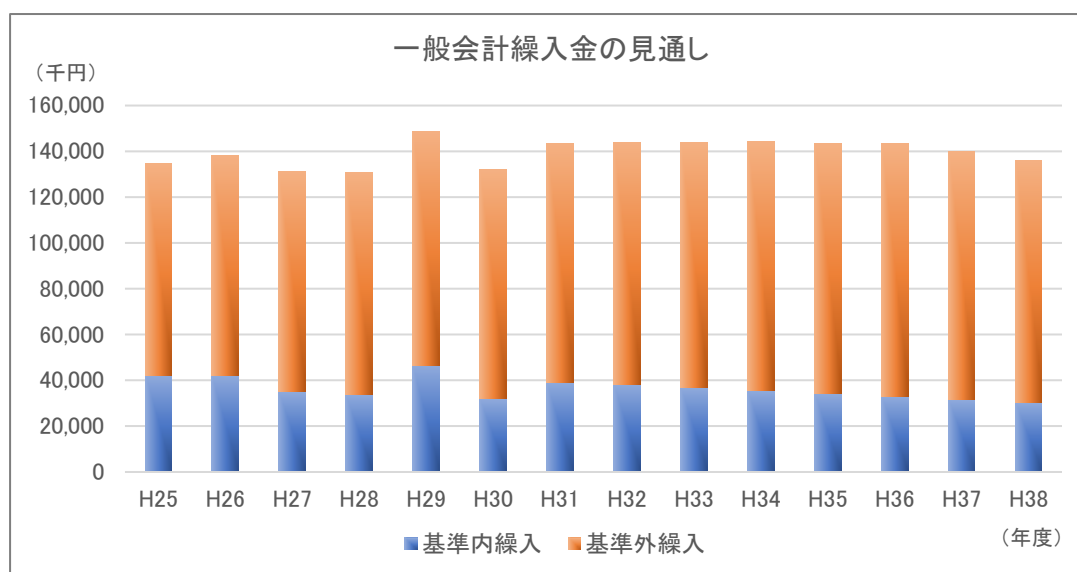
一般会計からの繰入金については、収支差額を見込んでおります。収益的収支については他会計繰入金、資本的収支については他会計補助金として、収支不足に対する繰入を見込んでおります。

今後の厳しい経営環境からすると、一般会計からの繰入は必要不可欠といえます。

(単位：千円)

		H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
収益的 収 入	他会計繰入金	50,510	52,299	42,852	41,410	57,593	39,163	48,165
	うち基準内繰入	40,597	40,528	33,706	32,572	45,301	30,804	37,885
	うち基準外繰入	9,913	11,771	9,146	8,838	12,292	8,359	10,280
資本的 収 入	他会計補助金	84,152	85,738	88,339	89,319	91,107	92,962	95,070
	うち基準内繰入	1,490	1,448	1,390	1,300	1,300	1,300	1,300
	うち基準外繰入	82,662	84,290	86,949	88,019	89,807	91,662	93,770
合 計		134,662	138,037	131,191	130,729	148,700	132,125	143,235

		H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
収益的 収 入	他会計繰入金	47,025	45,347	43,725	42,041	40,348	38,661	37,069
	うち基準内繰入	36,988	35,668	34,392	33,068	31,736	30,409	29,157
	うち基準外繰入	10,037	9,679	9,332	8,973	8,611	8,251	7,912
資本的 収 入	他会計補助金	96,889	98,719	100,544	101,306	103,187	101,099	99,090
	うち基準内繰入	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300
	うち基準外繰入	95,589	97,419	99,244	100,006	101,887	99,799	97,790
合 計		143,913	144,066	144,269	143,347	143,535	139,759	136,159



③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

● 職員給与費

平成27年度実績を計上しております。

● 動力費

平成27年度実績を基礎として有収水量に比例して計上しております。

● 修繕費

平成27年度実績をもとに年10,000千円、機能診断と最適化構想計画後、平成31年度からは年20,000千円を計上しております。

● 委託料

平成29年度に施設の機能診断と最適化構想計画に基づいた外部委託料を34,000千円計上しています。その他の年度は直近の3年平均により計上しております。

● 地方債利息

既存の地方債に対する利息は償還計画に基づき計上しております。新規の地方債に対する利息は据置5年、償還期間25年、利率0.2%で計上しております。

● その他の項目

直近3ヶ年の平均により計上しております。

(3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 今後の投資についての考え方・検討状況

● 広域化・共同化・最適化に関する事項

平成29年度に実施する機能診断と最適化業務の結果を踏まえ、施設の最適化に向けた計画の策定を行い、随時更新投資及び修繕を実施していきます。

● その他の取組

施設の統廃合についても継続的に検討していく予定です。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

● 使用料の見直しに関する事項

収支計画の期間（10年間）において使用料改定は見込んでいません。ただし、5年毎に経営状況の検証・見直しをする中で、使用料の見直しが必要な状況になった場合は、随時使用料の見直しを行うこととしております。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

● その他の取組

経費削減効果が見込まれる施設の統廃合について、今後検討予定です。

5. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略は、毎年度進捗管理（モニタリング）を行うとともに、3～5年に一度見直し（ローリング）を行うことが必要です。

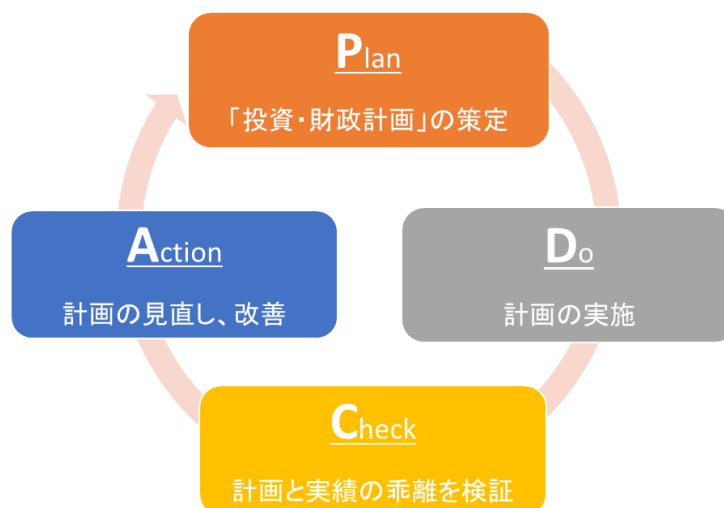
見直しにあたっては、経営戦略の達成度を評価し、投資・財政計画やそれを構成する投資試算、財源試算と実績との乖離及びその原因を分析し、その結果を経営に反映させる計画策定（Plan）－実施（Do）－検証（Check）－見直し（Action）のサイクル（PDCA サイクル）を導入します。

毎年度の進捗管理

- 投資・財政計画における実績値の把握と計画との乖離を確認
- 著しい乖離がある場合には、その原因と対策を検討
- 経営指標を分析し、経営健全化に向けた状況把握と今後の取組の方向性を確認

5年毎の検証・見直し

- 投資・財政計画の実績推移の把握
- 計画値との乖離が大きい場合には、将来見通しの再評価
- 投資計画における内容の精査
- 新たな投資が必要な場合にはその財源についても再検証
- 経営指標の算定による経営状況の再評価及び必要に応じて新たな目標の設定



経営比較分析表

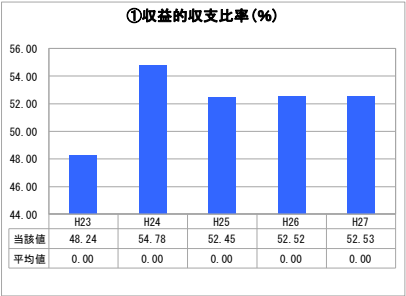
和歌山県 上富田町

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	
法非適用	下水道事業	農業集落排水	F2	
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家産料金(円)
-	該当数値なし	31.89	103.01	3,100

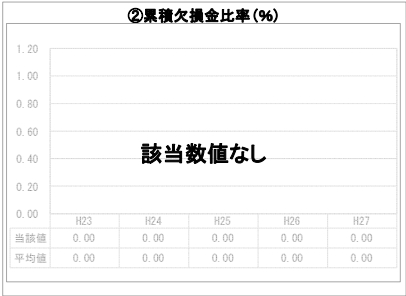
人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
15,527	57.37	270.65
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
4,962	1.14	4,352.63

グラフ凡例
■ 当該団体値(当該値)
— 類似団体平均値(平均値)
【】 平成27年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



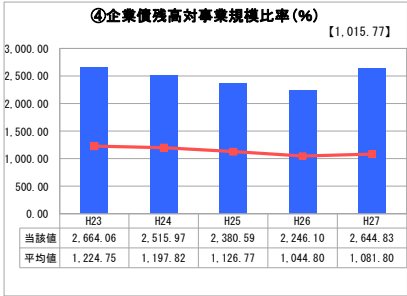
「単年度の収支」



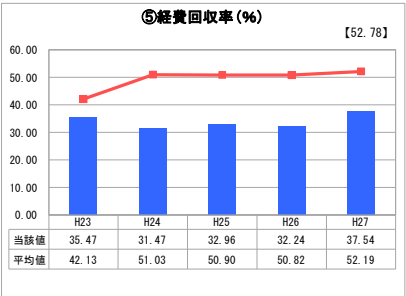
「累積欠損」



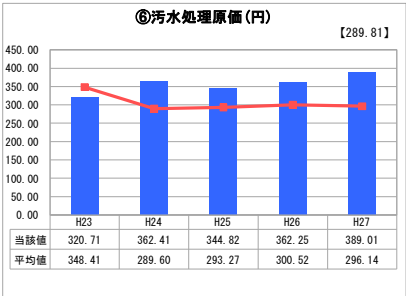
「支払能力」



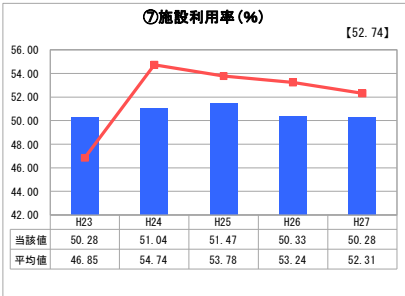
「債務残高」



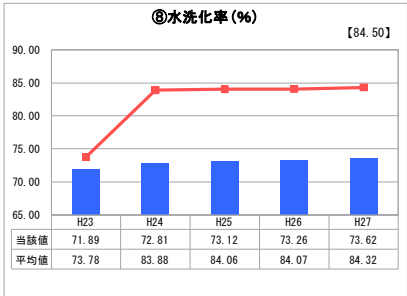
「料金水準の適切性」



「費用の効率性」



「施設の効率性」



「使用料対象の捕捉」

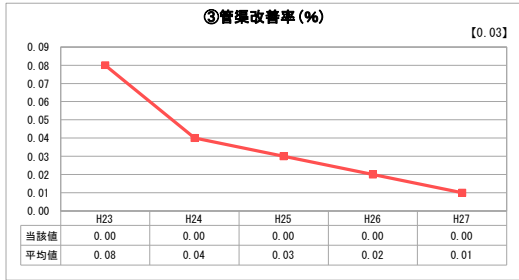
2. 老朽化の状況



「施設全体の減価償却の状況」



「管渠の経年化の状況」



「管渠の更新投資・老朽化対策の実施状況」

分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

①収益的収支比率について、接続戸数の増加や料金の値上改定により使用料収入が増加しているものの、施設・設備の老朽化により修繕費等の維持管理費も増加しているため横ばい状況にある。④企業債残高対事業規模比率について、類似団体平均値と比較すると上回っている状況にある。要因としては、当町中央部に富田川が流れており土地が分断されていることや、住宅が広く点在しているなどの地理的要因から事業費が高んだことが考えられる。下水道への接続率の向上に努め、更なる使用料収入の確保を図るかが課題となる。⑤経費回収率について、料金の値上改定により若干の改善がみられるものの、類似団体平均値との乖離は依然として大きく厳しい状況にある。今後より一層経費削減に取り組みることが課題となる。⑥汚水処理原価について、当該値は増加傾向にあり、平成24年度以降、類似団体平均値を上回った状態にある。要因としては、処理施設等の老朽化により維持管理費が高まっていることが考えられる。接続率の向上と維持管理費の削減が今後の課題となる。⑦施設利用率について、ほぼ横ばいで推移している。類似団体平均値を下回っているものの安定した稼働状況であると考えられる。今後は、予測される処理人口の減少を接続率の向上でどれだけカバーできるかが課題である。⑧水洗化率について、接続戸数の増加により僅かずつではあるが改善している。安定した歳入確保と公共水域の水質保全のため、引き続き水洗化促進の啓発が課題である。

2. 老朽化の状況について

当事業の着手時に埋設した管渠で現在22年経過しているが、管渠の耐用年数が50年であることを考えると、老朽化による管渠改善・更新は現時点においては必要ないものと思われる。そのため、管渠の更新等は未実施であり、③管渠改善率について当該値は0%となっている。しかしながら、処理施設・設備の老朽化は相当進んでおり、年々修繕費が増加している状況にある。さらに管渠の老朽化も避けられないものであるため、処理施設・設備・管渠等の機能診断調査や最適整備構想の策定、改築・更新に係る財源の確保が今後の課題となる。

全体総括

当事業は、市ノ瀬南岸地区を皮切りとして平成6年に事業着手し、平成12年に市ノ瀬北岸地区、平成14年に生馬地区、平成15年に岩田・岡地区、田熊地区が供用開始となり、平成16年に事業完了となった。5地区の全整備面積は114ha、現在の水洗化率は73.6%となっている。事業は完了しているため新規の下水道管理費の工事費はかからないものの、処理施設や設備の老朽化に伴い、維持管理費が年々増加しており町の財政を圧迫している状況である。さらに今後、当町においても人口の減少が予測されているため、現状のように毎年使用料収入が増加するということはなく、いずれ減少に転じると予想される。町の財政負担や将来の処理人口の減少等を勘案した経営戦略を策定し、中長期的な戦略を持って経営をしていけるかが課題となる。あわせて、未接続世帯への接続開発に努め、安定した歳入確保と更なる運営の効率化を進め、経営健全化を図る必要がある。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

※ 平成23年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、企業債残高対事業規模比率及び管渠改善率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。

投資・財政計画
(収支計画)

(単位：千円)

年 度		H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
区 分		(決 算)	(決 算)	(決 算)	(見 込)	(見 込)	(見 込)	(見 込)	(見 込)	(見 込)	(見 込)	(見 込)	(見 込)	(見 込)	(見 込)
収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	95,470	97,498	99,310	96,989	129,294	92,985	101,108	99,089	97,143	95,252	93,300	91,338	89,382	87,479
	(1) 営 業 収 益 (B)	44,954	45,193	56,452	55,573	54,694	53,816	52,937	52,058	51,790	51,521	51,253	50,984	50,716	50,404
	ア 下 水 道 使 用 料	44,954	45,193	56,452	55,573	54,694	53,816	52,937	52,058	51,790	51,521	51,253	50,984	50,716	50,404
	イ 雨 水 処 理 負 担 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ウ 受 託 工 事 収 益 (C)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	エ その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(2) 営 業 外 収 益	50,516	52,305	42,858	41,416	74,599	39,169	48,171	47,031	45,353	43,731	42,047	40,354	38,667	37,075
	ア 国 庫 補 助 金	0	0	0	0	17,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	イ 都 道 府 県 補 助 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ウ 他 会 計 繰 入 金	50,510	52,299	42,852	41,410	57,593	39,163	48,165	47,025	45,347	43,725	42,041	40,348	38,661	37,069
	エ その他の他	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
	2 総 費 用 (D)	95,470	97,498	99,310	96,989	129,294	92,984	101,108	99,088	97,143	95,251	93,300	91,338	89,382	87,479
	(1) 営 業 費 用	48,472	50,219	55,174	54,094	87,832	53,527	63,277	63,005	62,917	62,838	62,755	62,671	62,590	62,493
	ア 職 員 給 与 費	4,527	4,838	5,635	5,635	5,635	5,635	5,635	5,635	5,635	5,635	5,635	5,635	5,635	5,635
	イ その他の他	43,945	45,381	49,539	48,459	82,197	47,892	57,642	57,370	57,282	57,203	57,120	57,036	56,955	56,858
支 出	(2) 営 業 外 費 用	46,998	47,279	44,136	42,895	41,462	39,457	37,831	36,084	34,226	32,413	30,545	28,666	26,792	24,985
	ア 支 払 利 息	31,080	29,500	27,889	26,247	24,571	22,862	21,119	19,351	17,546	15,705	13,838	11,968	10,088	8,282
	イ その他の他	15,918	17,779	16,247	16,648	16,891	16,595	16,712	16,733	16,680	16,708	16,707	16,698	16,704	16,703
	3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	86,568	88,147	89,758	91,400	93,077	94,785	106,528	108,306	110,119	111,969	112,720	114,600	112,516	110,504
	(1) 地 方 債	0	0	0	0	0	0	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500
	(2) 他 会 計 補 助 金	84,152	85,738	88,339	89,319	91,107	92,962	95,070	96,889	98,719	100,544	101,306	103,187	101,099	99,090
	(3) 他 会 計 借 入 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(5) 国 庫 補 助 金	0	0	0	0	0	0	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
	(6) 都 道 府 県 補 助 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(7) 工 事 負 担 金	2,416	2,409	1,419	2,081	1,970	1,823	1,958	1,917	1,900	1,925	1,914	1,913	1,917	1,915
	(8) その他の他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2 資 本 的 支 出 (G)	86,568	88,147	89,758	91,400	93,077	94,785	106,528	108,306	110,119	111,969	112,720	114,600	112,516	110,504
	(1) 建 設 改 良 費	0	0	0	0	0	0	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
	(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	86,568	88,147	89,758	91,400	93,077	94,785	96,528	98,306	100,119	101,969	102,720	104,600	102,516	100,504
	(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(5) その他の他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
支 出	3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
積 立 金 (K)	0	0	0												
前年度からの繰越金 (L)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前年度繰上充用金 (M)	0	0	0												
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
翌年度へ繰り越すべき財源 (O)	0	0	0												
実 質 収 支 黒 字 (P)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(N)-(O) 赤 字 (Q)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
収益的収支比率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	52%	53%	53%	51%	58%	50%	51%	50%	49%	48%	48%	47%	47%	47%	47%
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資 金 の 不 足 額 (R)															
営 業 収 益 ー 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	44,954	45,193	56,452	55,573	54,694	53,816	52,937	52,058	51,790	51,521	51,253	50,984	50,716	50,404	
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((R)/(S)×100)															
健全化法施行令第16条により算定した 資 金 の 不 足 額 (T)															
健全化法施行規則第6条に規定する 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (U)															
健全化法施行令第17条により算定した 事 業 の 規 模 (V)															
健全化法第22条により算定した 資 金 不 足 比 率 ((T) / (V) ×100)															
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)															
地 方 債 残 高 (X)	1,670,964	1,582,817	1,493,059	1,401,659	1,308,582	1,213,797	1,121,769	1,027,963	932,344	834,875	736,655	636,555	538,539	442,535	

○他会計繰入金

年 度		H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
区 分		(決 算)	(決 算)	(決 算)	(見 込)	(見 込)	(見 込)	(見 込)	(見 込)	(見 込)	(見 込)	(見 込)	(見 込)	(見 込)	(見 込)
収 益 的 収 支 分		50,510	52,299	42,852	41,410	57,593	39,163	48,165	47,025	45,347	43,725	42,041	40,348	38,661	37,069
	基 準 内 繰 入 金	40,597	40,528	33,706	32,572	45,301	30,804	37,885	36,988	35,668	34,392	33,068	31,736	30,409	29,157
	基 準 外 繰 入 金	9,913	11,771	9,146	8,838	12,292	8,359	10,280	10,037	9,679	9,332	8,973	8,611	8,251	7,912
資 本 的 収 支 分		84,152	85,738	88,339	89,319	91,107	92,962	95,070	96,889	98,719	100,544	101,306	103,187	101,099	99,090
	基 準 内 繰 入 金	1,490	1,448	1,390	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300
	基 準 外 繰 入 金	82,662	84,290	86,949	88,019	89,807	91,662	93,770	95,589	97,419	99,244	100,006	101,887	99,799	97,790
合 計		134,662	138,037	131,191	130,729	148,700	132,125	143,235	143,913	144,066	144,269	143,347	143,535	139,759	136,159